

○ふじみ野市地域環境美化自主活動支援事業実施要綱

平成 17 年 10 月 1 日

告示第 148 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自治会等がふじみ野市内の公道及び公園等において自主的に行うゴミ回収活動を支援し、住民の環境美化意識の高揚及び公共施設の美化を推進することに関し必要な事項を定めるものとする。

(支援活動)

第 2 条 支援の対象は、自治会等団体及び複数の住民が行うボランティアによるゴミ回収活動とする。ただし、共同住宅又は事業所の管理区域を対象としたもの及び個人の活動によるものは、対象外とする。

(支援内容)

第 3 条 市長は、前条に掲げる活動により回収されたゴミのうち、次の各号の条件を満たすものを収集するものとする。

- (1) 道路、公園、公共広場等のゴミ回収活動に伴い発生した回収物であること。
- (2) 事業所、事業地から回収された物でないこと。
- (3) 自転車、バイク、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫及び家庭ごみが混入していないこと。
- (4) きちんと分別されていること。

(事前調整)

第 4 条 支援の円滑化を図るため、活動責任者は、次の各号について市長と事前の調整を行うものとする。

- (1) 活動日程の設定
- (2) 活動日の変更
- (3) 山林、農地等を活動の対象とする場合

(回収物収集依頼書の提出等)

第 5 条 活動責任者は、前条に掲げる支援を依頼するときは、地域環境美化自主活動に伴う回収物収集依頼書(様式第 1 号)を活動日の 30 日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、地域環境美化自主活動に伴う回収物収集回答書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(活動の報告)

第 6 条 活動責任者は、活動終了後、報告を行うものとする。

附 則

この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。